

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ、滞納整理業務を実施する。
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収滞納システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税賦課ファイル (2)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課、債権管理課
②所属長の役職名	市民税課長 債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

佐倉市 財政部 市民税課、債権管理課
住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97
電話: 043-484-6114(市民税課)
043-484-6116(債権管理課)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I. 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	徳屋悦子	高橋 功	事後	
平成31年3月29日	II. 関値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	平成29年11月30日	平成30年10月31日	事後	
平成31年3月29日	II. 関値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	平成29年11月30日	平成30年10月31日	事後	
平成31年3月29日	I. 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	市民税課 高橋 功 収税課 木原 一彦	市民税課長 収税課長	事後	
令和1年12月25日	II. 関値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	平成30年10月31日	令和元年10月31日	事後	
令和1年12月25日	II. 関値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計集か	平成30年10月31日	令和元年10月31日	事後	
令和3年3月10日	I. 5. 評価実施機関における担当部署①部署	税務部 市民税課、収税課	財政部 市民税課、債権管理課	事後	
令和3年3月10日	I. 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 収税課長	市民税課長 債権管理課長	事後	
令和3年3月10日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐倉市 税務部 市民税課、収税課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97	佐倉市 財政部 市民税課、債権管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97	事後	
令和3年3月10日	II. しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	令和元年10月31日	令和2年10月31日	事後	
令和3年3月10日	II. しきい値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計集か	令和元年10月31日	令和2年10月31日	事後	
令和4年1月12日	II. しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和4年1月12日	II. しきい値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計集か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和4年1月12日	I. 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	(削除)	事後	
令和4年1月12日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年1月12日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二省令における情報照会の根拠)第20条	(削除)	事後	
令和4年1月12日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和5年2月6日	II. しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更にあたらぬ項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II. しきい値判断項目1. 取扱者数 いつ時点の計集か	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更にあたらぬ項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計集か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更にあたらぬ項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計集か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更にあたらぬ項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない